

## 第 1 法人税基本通達関係

### 1 役員給与等

#### 【改正の概要】

平成 29 年度税制改正において、役員給与の損金不算入制度について、主に次のような見直しが行われた（法 34、54、54 の 2、令 69～71 の 3、111 の 2、111 の 3、規 22 の 3、25 の 9）。

- (1) 新株予約権による給与について、事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たす場合に限り、損金の額に算入することができることとされた。
- (2) 業績連動給与に該当する退職給与について、業績連動給与の損金算入要件を満たす場合に限り、損金の額に算入することができることとされた。
- (3) 定期同額給与について、定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額である場合には、その定期給与のその各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされた。
- (4) 事前確定届出給与及び業績連動給与について、その対象に市場価格のある株式又はその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権を交付する給与が追加された。
- (5) 利益連動給与が業績連動給与として定義され、その支給額や交付株式数等の算定方法の基礎とすることができる指標について、利益の状況を示す指標のほか、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標として一定のものが追加され、指標の要素となる金額等について複数年度の金額等を対象とすることができることとされた。
- (6) 業績連動給与について、その対象に同族会社以外の法人との間にその法人による完全支配関係がある同族会社が支給するものが追加された。
- (7) ①定期同額給与の改定（臨時改定事由及び業績悪化改定事由による改定を除く。）の期限、②事前確定届出給与の当初届出期限、③業績連動給与の報酬委員会の決定等の手続き期限について、確定申告書の提出期限の延長の特例の改正に伴う所要の見直しが行われた。
- (8) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、①役務を受ける法人と発行法人との間の関係の見直し、②役務提供時期とされる時期の見直し及び③非居住者に対する特定譲渡制限付株式の取扱いの見直し及び④確定数給与に該当する場合の役務提供額の整備が行われた。
- (9) 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例について、①新株予約権の範囲の明確化、②役務を受ける法人と発行法人との間の関係の見直し、③非居住者に対する特定新株予約権の取扱いの見直し及び④確定数給与に該当する場合の役務提供額の整備が行われた。（注） 経済産業省ホームページにおいて、『『攻めの経営』を促す役員報酬（～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～）（平成29年9月時点版）』が公表されている。これには、いわゆる役員報酬に関するこれまでの施策や役員報酬制度の導入に当たっての留意点などが記載されているので参照されたい。